

第 13 回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会 議 録 (要点筆記)

(日時)

平成 29 年 9 月 7 日 (木) 14:25～15:17

(場所)

愛媛県水産会館 6 階 小会議室

(出席者)

委 員：妹尾会長、宇都宮委員、甲斐委員、兼平委員、土居委員 計 5 名
事務局：藤本事務局長、芳之内事務局次長、志賀事業課長、横山総務企画係長、
近藤医療給付係長、白石主事、武田主事、酒井主事 計 8 名
合計 13 名

(署名委員)

妹尾会長、兼平委員

(議題)

- (1) 療養費支給申請書点検委託事務について
- (2) 平成 28 年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について

(議事の概要)

- (1) 療養費支給申請書点検委託事務について

《資料 1 に基づき事務局説明》

平成 29 年度中の療養費支給申請書点検業務（柔道整復施術療養費及びあんま・マッサージ療養費、鍼灸療養費の各支給申請書について、点検を民間業者に委託することで審査を強化し、療養費支給の適正化を図る事業）の外部委託に伴い、新たな個人情報取扱事務が生じるため、個人情報保護条例第 6 条第 1 項に規定する個人情報取扱事務の届出を行い、同条第 4 項の規定により、その届出について審査会に報告を行った。また、同法第 8 条第 1 項第 7 号及び同条第 2 項の規定により、事業開始前にあらかじめ審査会の意見を聴くため、事業概要の説明を行った。

《質疑・意見》

- ・療養費支給申請書点検業務について外部委託を行うということであるが、民間の点検業者はどのくらいあるのか。

松山市に登録を行っている業者だけでも 4 者は確認できている。

- ・どのように業者の決定を行うのか。単価が安い業者に決定するのか。
現在、業者選定方法は検討中である。

- ・点検業者はどのような業者で、それらの業者の内部的な監査や調査は行っているのか。

各市町で業者登録という制度があり、事務の内容や業種によって業者は登録を行っている。それらの業者の中から選んでいく予定にしている。
- ・届出さえあればそれでよいのか。安い業者に決定され、そこから個人情報漏れるということも考えられるが、そういったことが起きないような業者を選ぶ何か担保はないのか。

契約を交わす際に個人情報の取扱いに関する覚書を締結することとしている。また、入札に際し、点検業者はプライバシーマーク取得を条件とする予定で、注意義務も課すこととしている。
- ・業者発注ではなく、広域連合内で点検を行うことはできないのか。

広域連合は現在25名の職員で組織されており、業務の対象者である被保険者数は約22万4千人、予算規模は2,000億円を超えているような状況である。できる限りのことは広域連合内で行うが、現在の職員では対応できない部分を補うために外部委託を行うことを考えている。
- ・柔道整復施術療養費及びあんま・マッサージ療養費、鍼灸療養費の各申請のあった10%程度の方にアンケート調査を行うということであるが、少ないのではないのか。広域連合がもっと頑張って調査を行うべきではないか。

同様の事業を昨年度の時点で17の広域連合で既に行っている。アンケート調査が10%では少ないのではないのかというご指摘はもっともであるが、まずはそこからスタートし、費用対効果等を考えながら今後仕様についても検討していきたい。
- ・委託先への委託料金について、不正を見つけた件数の歩合制を取り入れるということは考えていないのか。

現在、1件当たりのチェック料金や郵送代、取りまとめ費用等の項目により支払うことを検討している。ご指摘いただいた内容を支払い内容の検討項目に含めたい。
- ・外部委託を行うまでのタイムスケジュールは怎么样了。また、予算額はどの程度であるのか。

予算額は今年度半年分で610万円計上している。現在入札方法について、見積もり合わせ、入札、プロポーザル方式等について検討しているが、例えばプロポーザル方式で行うとなると、他の方法より時間がかかるため、はっきりとしたスケジュールをお示しすることができないが、できるだけ早い段階で業者決定をして委託を行いたいと考えている。
- ・外部委託を行う際に、個人情報が漏れるかどうかということが大事なところであり、その担保がプライバシーマークの取得ということであると思うが、プライバシーマークとはどのようなものか。

日本工業規格（JIS）のJIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム — 要求事項）に基づいた基準に適合した事業者のみに認められるものである。
- ・内部の情報管理ですら徹底できず情報が漏れるケースが多いが、業者委託するとなるとかなり厳しく管理しないと業者から漏れる可能性は大きいのではないのか。公務員は守秘義務があ

り、民間人はないと思うがどうなるか。

プライバシーマークの取得を入札参加業者の条件とし、また、契約に当たっては、個人情報保護条例の遵守を契約に盛り込み、公務員と同様に守秘義務を課すことを考えている。全国の広域連合で同様の事業を行っているところもある

ため、個人情報保護についての管理をどのように行っているのか調査を行いたい。

・業者の間でしっかりした業界団体があり、そこで個人情報保護について管理されているようなことはないか。

業界団体についての情報はない。現在入札業者として検討している業者については全国展開を行っている業者である。

・17の広域連合で既に同様に事業を行っているという説明があったが、おそらく同様の問題に直面していると思われる。他の広域連合ではどのように個人情報保護の管理を行っているか何か情報があるか。

委託に際し、個人情報の取扱についてどのような制約をかけているのかということについてはまだ調べていないが、これから調査を行い、全国の状況については文書で回答させていただきたい。

・今日の審査会は委員の意見を聴くということで開催されていると思うが、入札方法や業者に対する個人情報取扱についての管理等、もう少し具体的な説明が欲しい。

他広域の状況を調査し、入札の条件、委託に当たっての個人情報取扱の制約等について詰めた状態でもう一度審査会を開催したいと思うがいかがであるか。

・事業のスケジュールとしては間に合うのか。

今のペースで行くと、今年度中に入札条件等を決め、来年度から事業を行うということもある。時間的なことよりも制度設計の方が大切であるため、委員の皆様の不安を払拭できるよう、できるだけ調査を行った上で、改めて審査会のご意見を伺いたい。

《協議結果》

事務局で再度資料を作成し、各委員へ提示し意見を集め、会長と事務局との協議の上、審査会を開催するべきかどうか決定することとなった。

(2) 平成28年度における情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況の報告について

《資料2に基づき事務局説明》

平成27年度において、情報公開条例の規定による開示請求は0件、個人情報保護条例の規定による開示請求は12件で、うち1件は請求後取下げ、残り11件は開示している旨を報告した。

《質疑・応答》

特に無し

署名委員

会 長

妹尾克敏

委 員

兼平裕子